

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第八号

(104)

昭和二十七年二月十五日(金曜日)午後二時十一分開会

委員の異動

二月十三日委員小林孝平君辭任につき、その補欠として清澤俊英君を議長において指名した。
本日委員清澤俊英君辭任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
中川 以良君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

松平 勇雄君
松本 昇君
小林 孝平君
島 清君
西田 隆男君

政府委員

通商産業 本間 俊一君
政務次官
事務局側
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

本日、の会議に付した事件
○本委員会の運営に関する件
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法

案内閣送付)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通産委員会を開きます。

ちよつとお諮りいたしますが、只今小委員会が二つできておりますのでございませうが、請願、陳情のうち、競輪、中小企業に関するものはそれ、この小委員会に審査を願ひ、本委員会に報告してもらふようにいたして頂きたいと存じますが、如何がございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたしました。なお松浦定義君を競輪に関する小委員に追加指名いたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に、公報において御通知申上げました通り、石油及び可燃性天然ガス資源開発法案を議題といたします。

先ず政府の提案理由をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 提案の理由を御説明申し上げます。

石油及び可燃性天然ガス資源の開発につきましましては、従来、昭和十三年に制定されておりました石油資源開発法によりまして、試験勘成金の交付により、その探査の奨励を初めとする開発促進の措置を実施して参つたのであります。同法がその制定年次から推察されますように、軍事目的のための強行開発を主眼とする戦時立法であり

ます関係上、その内容には、事業計画の届出強制、探油の増産又は制限命令等が規定され、いわゆる石油産業に関する事業的色彩が強く、すでに帝國石油株式会社が閉止された今日におきまして、同法に基づく行政を実施いたしますことは當を失するきらいがあるばかりでなく、技術的見地から考えますと、流体鉱物としての石油及び可燃性天然ガスの特性が無視され、長期的にこれらの資源の合理的な開発を阻害する虞れなしとしないところであります。即ち石油及び可燃性天然ガスの開発はその賦存状態におきまして流体運動が行われております関係から、石炭その他の固体鉱物の開発において労働力その他人工エネルギーの活動を得つては、むしろ地下の水又はガスの圧力、重力等の自然エネルギーの運動に負うところが大部分でありまして、その掘採方法におきましては、これら地下エネルギーを如何に有効に利用するかが開発の重要な点となつておる現状であります。すでに米國初め世界各國におきましては、多年に亘る研究の結果この油層技術に基くところの油層エネルギーの浪費防止を中心とするコンサーベーション・システムが実施されておき、石油及び可燃性天然ガス資源の地質的構造を本質的に彼我相同じくする以上は、我が國におきましては、油層の完全な開発のためには、かかる油層技術に基くところの掘採方法を實施し、石油及び可燃性天然ガスの合理的な開発を促進することが、自

立経済達成のための緊要事であると存する次第であります。以上を趣旨によりまして、政府といひましたは、昨年来石油資源開発法を廢止し、これに代り、石油及び可燃性天然ガス資源の有効開発に資すべき法律の制定を意圖し、内外各方面の盡力を得て、その立案に鋭意努力して参つたのであります。今般漸く成案を得るに至りましたので、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容につきましては、御審議の際、逐次御説明申上げる所存でございますが、以下その概要について申述べます。この法案は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発し、公共の福祉の増進に資するため、その掘採の方法について規律すると共に、探査を中心とする開発の實施に對しまして國家補助を行うことを規定しております。即ち第一には、すでに御説明申上げたように、石油及び可燃性天然ガスの流体鉱物たる特性に應じ、その掘採の方法におきまして、油層の保護および油層エネルギーの浪費の防止を図るため、最小限度に必要とされる措置を實施し、又は遵守すべきことを規制いたしました。第二には、石油若しくは可燃性天然ガスの探査又は石油の完全開発に資する掘採方法に對して補助金を交付することとし、補助金の適正な支出と確實な還付を期しまして、これに必要な手續その他の規定を置いております。第三には、石油及び可燃性天然ガス資源の合理的な開発に関する技術的事項については、高度の學識経験を有する専門家の意見を必要といたしますので、この合議機關たる石油及び可燃性天然ガス資源開発審議會を資源庁に設置することとし、その審議會に必要な諸事項について規定をいたしました。

その他現行の石油資源開発法の廢止等、この法案が公布施行されました後において必要とされる措置及び異議の申立制度の採用を初めとするこの法案の内容を円滑に運営いたしますため必要な諸規定を掲げておる次第であります。最後に一言申上げたいことは、我が國における石油及び可燃性天然ガスの開発は、由來歴史的に眺めますと、明治三十四年綱式掘さく裝置の導入、大正三年ロータリー式掘さく裝置の導入、昭和四年石油試験補助金制度の實施等、技術的な新方策の設定によつて、著しく向上して参つたものであります。この法案がその内容に近代科學性を有する油層技術に基く諸規制を取入れておりますことを考えますと、この法案が御審議の結果幸ひ可決され、公布施行されますならば、必らずや石油及び可燃性天然ガス資源の開発が促進され、國內地下資源の開発に資し、延いては我が國經濟の興隆、公共福祉の増進に資すること多大なものがあると思ひます。政府といたしましては、この法案の成

立により、新会計年度より新たな決意を以ちまして、充実せる資源行政の実施に努力する所存でありまして、何とぞこの意図するところを諒とせられ、この法案につき慎重な御審議の末、速かに御承認あらんことを切に希望いたしますのであります。

○委員長(竹中七郎君) 皆様にお諮り申上げます。本日は工場視察或いは本会議もありますので、この程度において散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして散会いたします。

午後二時二十分散会

昭和二十七年二月二十二日印刷

昭和二十七年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所